

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「志の高い信頼の経営を通じて社会の発展向上に貢献する。」との経営理念に基づき、地域のライフラインであるスーパーマーケットの経営をとしてお客様の豊かで健康的な生活に貢献し、「お客様からも社会からも従業員からも信頼される日本一のスーパーマーケットを目指す。」というビジョンを実現するため、コーポレート・ガバナンスを経営上極めて重要な課題として位置付け、その充実に努めております。

その一環として経営の意思決定システムや組織、職務、権限、業務遂行システムのあり方を毎期定期的に確認、検証する「内部統制システム統括委員会」を、また、事業遂行に関連した諸リスクを総合的に分析、管理する「総合リスク管理委員会」を設置しております。

コンプライアンスについては、経営理念に基づく企業行動規範である「ライフ行動基準」の実効性を高める体制として、「コンプライアンス部会」を半期ごとに開催、遵守状況をフォローアップしております。

適時開示については、企業経営の透明性、公正性を高めるため、会社情報や財務情報を積極的かつ適時に開示し、株主及び投資家の皆様に對して、常に必要な情報の提供に努めるなど、当社のあらゆるステークホルダーの安心・安全・満足を追求していく考えであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	10,437,000	19.53
清信興産株式会社	5,382,000	10.07
公益財団法人ライフスポーツ財団	3,229,200	6.04
ライフ共栄会	2,350,912	4.40
三井住友信託銀行株式会社	2,264,000	4.24
農林中央金庫	2,100,276	3.93
株式会社三井住友銀行	1,712,400	3.20
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,500,000	2.81
株式会社みずほ銀行	1,435,000	2.68
株式会社りそな銀行	1,035,000	1.94

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堤はゆる	他の会社の出身者				○							

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堤はゆる		株式会社ハユルコーポレーション代表取締役	堤はゆる氏の株式会社ハユルコーポレーションにおける経営者としての実績、見識は高く評価されていることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、選任いたしました。当社は同氏が代表取締役を務める株式会社ハユルコーポレーションと業務委託契約を締結しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。従来より、監査役と内部監査本部は会計監査人との間で都度意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど連携を保っております。

内部監査につきましては、内部監査本部が年間計画に基づき実施しており、「内部監査報告書」を代表取締役提出すると同時に関係役職者に回覧し、常勤監査役にも写しを提出しております。また、監査役と内部監査本部とは内部監査結果等について定期的に協議を実施することとしております。

経営システム、業務プロセス、IT統制等が財務報告の適正性を確保する観点から適切に整備され、かつ、運用されているかについての内部監査本部の評価結果は、監査役と情報共有する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浜平純一	税理士													○
真木光夫	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜平純一	○	税理士	浜平純一氏は、税理士としての財務及び会計に関する専門的知識及び高い見識により客観的な立場から意見を述べるなど経営の監視機能を有しているため。 同氏とは、監査役報酬のほか、当社の顧問税理士として顧問契約に基づく報酬を支払っておりますが、これは税務業務に関する助言、指導を求める対価として支払うもので、一般株主との利益相反関係にはなく、独立性を保持していると判断しております。
真木光夫	○	弁護士	真木光夫氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的知識及び高い見識により客観的な立場から意見を述べるなど経営の監視機能を有しているため。 同氏とは、監査役報酬のほか、当社の顧問弁護士として顧問契約に基づく報酬を支払っておりますが、これは個別業務に関する当社のリスクについて、法律上の観点から相談を中心に助言を求める対価として支払うもので、一般株主との利益相反関係にはなく、独立性を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の経営理念のとおり、志の高い信頼の経営を目指して業務を遂行しており、取締役の士気は高く、有効に機能しております。また、現在の変化の激しい経営環境の下では、取締役報酬を業績に連動させることが必ずしも取締役の職務への精励を促すことになるとはいいい切れないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成26年度に社外役員を除く役員に対して支給した役員報酬額は、取締役12名に対して総額150百万円、監査役1名に対して14百万円であります。また、社外役員に対しては、取締役及び監査役合わせて3名に31百万円を支給しております。
(注)1.上記のほか、使用人兼務取締役の使用人部分給与相当額を44百万円支給しております。
2.上記のほか、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として社外役員を除く役員に対し43百万円、社外役員に対し3百万円を費用処理しております。
3.上記のほか、社外役員2名が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は5百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方	
------------------	--

針の有無	あり
------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、取締役については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内において、世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して取締役会が決定し、監査役については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内において監査役の協議により決定し、当該決定の結果を取締役会へ報告することになっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へは取締役会資料の配布を都度行い、個々の業務担当セクションからの情報伝達に関しては、社内監査役(常勤)への随時報告を通じ、社外監査役へ伝えられる体制になっております。また、監査役の求めにより、監査役の補助をする従業員を設置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は男性7名、女性1名の計8名の取締役で構成され、うち1名は社外取締役となっております。取締役会は月1回以上開催し、経営方針・経営戦略などの重要事項の意思決定を行い、業務担当取締役の業務執行を含め、経営の監督を行っております。

監査役は、社外監査役2名を含む3名体制をとっており、その活動は取締役会に出席し意見を述べるほか、全案議書・申請書の内容チェックなど広い範囲に及んでおります。また、監査役個々の役割分担による監査だけでなく、月1回以上開催する監査役会での意見交換を通じより効果的な監査を実施しております。

取締役の報酬決定につきましては、総会で決いただいた上限額の範囲内において、それぞれの役位に応じた報酬額を定めており、また、取締役候補者選定につきましては、当社の取締役にふさわしい人材を社内外を問わず広く登用することを基準としております。

当社は社外取締役1名及び社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項の最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業経営に関する専門知識を有する社外取締役を含む取締役により構成される取締役会の「経営戦略の立案」と「重要な業務執行の決定及び監督」、並びに企業法務、財務・会計に関する専門的知識及び高い見識を有する社外監査役を含む監査役による「監査」が、適正で効率的かつ実効性のある企業経営に必要と判断しております。なお、当社は取締役の任期を1年とすることで、取締役の職務執行の適切性の確保と株主の意向の適時の反映を担保しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社の事業概況をより深く理解していただくため、プレゼンテーションソフトの活用によるデジタル化を実施しております。 なお、招集通知につきましては、現在15営業日前を目途に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、及び有価証券報告書・四半期報告書（財務局ホームページにリンク）、四半期開示資料、報告書（株主通信として）を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に基づく行動規範として「ライフ行動基準」を作成しております。また、これを全従業員へ配布し、携帯させ周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会・環境推進部の主導により、事業活動の広範に涉り、社会貢献、環境保全活動に努めております。また、ライフコーポレーション社会・環境活動報告書を年1回作成し、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念に基づく企業行動規範として「ライフ行動基準」を作成しております。また、これを全従業員へ配布し、携帯させ周知徹底を図っております。
その他	女性の活躍面では、「多様な人財を活かす会社」として（1）女性社員が自身のキャリアプランに応じて活躍できる、（2）パートナー社員が自主性を発揮できる会社の実現を目指しております。具体的には、人財戦略会議での協議や専担部署であるスマイルサポート室の取組等を通じて、女性活躍につながる研修の充実や社内諸制度の改革等に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

次の方針を取締役会で決議、確認いたしております。

(基本的な考え方)

1. 当社及びグループ会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は最低月1回の取締役会を開催し、取締役会において重要事項の決定を行うほか、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるとともに、稟議・申請書の内容チェックを行うなど取締役の業務執行状況を監査するものとする。

(2) 当社及びグループ会社の法令等遵守体制については、当社グループの経営理念に基づいて策定した企業行動規範である「ライフ行動基準」に従い、法令、ルールの遵守に係る推進体制として「コンプライアンス部会」を設置し、定期的に開催、当社グループの遵守状況をフォローアップするとともにその取りまとめ結果を取締役会に報告するものとする。また、公益通報に関する規程に基づき法令違反行為に係る当社グループの相談窓口「ライフホットライン」を設置し、法務担当の取締役及び役職者が対応するものとする。

(3) 「ライフ行動基準」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものと定め、不当な要求等に対しては、外部専門機関と密接な連携のもと、当社グループ会社及び関係部署が連携・協力し、組織的に対応するものとする。

(4) 代表取締役の直轄組織としての内部監査本部は、社内規程及びグループ会社との契約又は委託等に基づき各店舗、センター、本社各部署、グループ会社を定期的に監査し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、同時に常勤取締役、関係役職者及び常勤監査役に報告する他、内部監査の取りまとめ結果を定期的に取締役会に報告する。また、内部監査の人員体制については、その充実強化に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 会社の重要な意思決定については規定により文書化と保存を義務付け、法令等の定め又は重要度に基づき保存期間を定めるものとする。

(2) 保存文書の保存部署においては、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備するものとする。

3. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて、当該グループ会社を担当する部署がグループ会社から事前協議又は報告を受けるものとする。

また、グループ会社を管理する部署を担当する取締役は、取締役会においてグループ会社の状況を定期的に報告するとともに、期末決算を報告するものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及びグループ会社の事業に絡むリスクを総合的に分析し、管理する「総合リスク管理委員会」を設置し、企業活動固有の諸リスクの把握と軽減策の検討及び各種法改正、事件事故、災害等への対応としてその対処策や防止策、是正手段等の検討を行い、その結果を取締役会に提案等する他、リスクに係る社内規程、マニュアルの整備・検証・指導・立案を行う体制を構築するものとする。

(2) グループ会社における重要な資産の取得・処分、債務の負担等にかかる契約など損失のおそれのある事項については事前に当社と協議するものとする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

(1) 代表取締役は、前年度末に翌年の経営目標を設定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、取締役会に付議、承認を得るものとし、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認する。また、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施するものとする。

(2) 常勤取締役及び執行役員により構成される「経営戦略会議」において、取締役会から委任を受けた事項について協議し代表者が最終意思決定を行うことで、業務執行の効率性、健全性の高度化に努めるものとする。

(3) 取締役及び各役職者の業務を適正かつ効率的に執行せしめるため、「内部統制システム統括委員会」を設置し、経営の意思決定システムや組織・職務・権限の見直し等、業務遂行システムの点検を行い、その結果を取締役会に付議・報告するものとする。

6. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) グループ会社の事業計画は、当社との協議を経てグループ会社において決定するものとする。

(2) グループ会社にとって重要な組織及び規定の制定・変更は当社と事前に協議するものとする。その上で、個別事項にかかるグループ会社の取締役の業務執行は、案件の重要度に応じた当社との事前協議・報告を前提に、グループ会社の規定に沿って効率的に意思決定がなされるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

(1) 監査役が監査役の職務を補助する従業員を置くことを取締役会又は取締役求めた場合は、代表取締役及び人事担当取締役は監査役と協議し対処する。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する従業員の異動は監査役の同意を得なければならないものとし、監査役は補助従業員に対する指揮命令権を有す。

(2) 監査役の職務を補助する従業員は、他部署の業務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従う。

(3) 監査役は監査役の職務を補助すべき従業員の懲戒等に関与できる他、補助従業員が監査役の指揮命令に従わなかった場合には就業規則に定める懲戒等の対象となる。

9. 当社及びグループ会社の役員及び従業員が監査役に報告するための体制

(1) 当社の役員及び従業員並びにグループ会社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 当社の役員及び従業員並びにグループ会社の役員及び従業員は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合、当社の役員及び従業員は直接に、グループ会社の役員又は従業員は直接若しくはグループ会社を担当する役員又は従業員を経由して監査役に対して遅滞無く報告を行う。

10. 監査役への報告をした役員及び従業員が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行ったことを理由として、報告を行った役員及び従業員に対して不利な取り扱いを行うことを、当社及びグループ会社において禁止する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に対して費用の前払いや債務の処理等の請求を行った場合や弁護士・会計士等の外部専門家を利用することを求めた場合には、監査役の職務の執行の範囲内で当該費用を負担する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、各担当取締役の業務執行報告を受けるほか、全案稟議書・申請書の回覧報告を受ける。

(2) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

(3) 法務・税務・会計に係る最新法規法令に適正に対応するため、社外監査役に専門家の起用を図るよう努める。

(4) 内部監査本部は、監査役に対し内部監査に係る報告を定期的に行うほか、随時監査役と会合を持ち、密接な連携を図る。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、内部監査本部が、経営システム、業務プロセス、IT統制等が財務報告の適正性を確保する観点から適切に整備され、かつ、運用されているかどうかにつき検証、確認するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動規範である「ライフ行動基準」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものと定め、不当な要求等に対しては、外部専門機関と密接な連携のもと、関係部署が連携・協力し、組織的に対応するものとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

取締役会付議事項は法務・審査担当部署が決定事実を確認する体制となっており、これ以外の開示の対象となりうる重要情報は、当社各部署及びグループ会社からその内容に応じて経営企画担当部署、法務・審査担当部署、財務・経理担当部署、広報担当部署に報告されることとなっております。

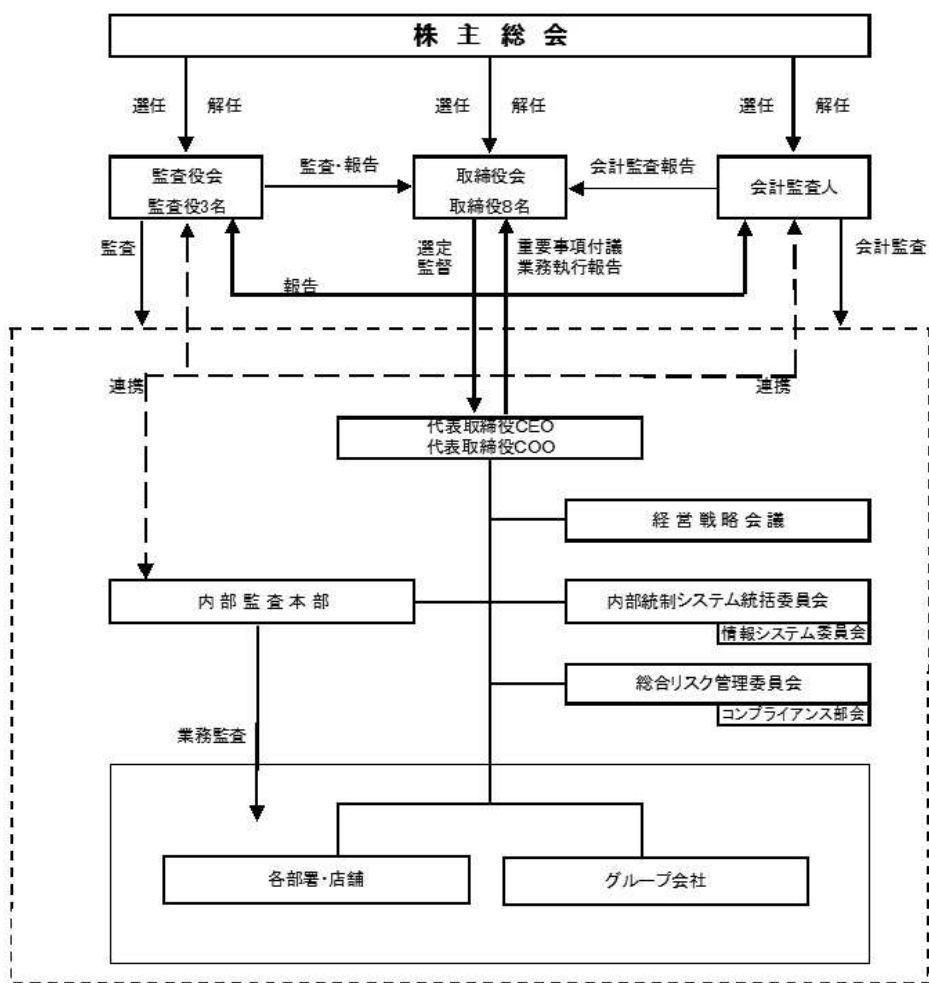
前段により集約化された情報は前段に記載の各部署により共有され、開示の必要性について協議が行われるとともに代表取締役にも報告され、代表取締役により開示内容の決定と指示が行われる体制となっております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

適時開示に係る社内体制のチェックは、経営の意思決定システムや組織・職務・権限の見直し等、業務遂行システムの点検を行う「総合リスク管理委員会」が実施することとなっております。

また、監査役の他、内部監査部署が適時開示の実施状況をチェックする仕組みとなっております。

業務執行・監視と内部統制の仕組（模式図）
コーポレートガバナンス体制



※内部統制統括室は組織変更により、2015年11月1日付で内部監査本部に統合いたしました。

会社情報の適時開示にかかる社内体制の仕組(模式図)

